

生活関連施設及び生活関連経路の点検

1 点検目的及び内容

重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路がバリアフリーに関する基準に合致しているかを把握し、課題についてバリアフリー基本構想へ反映するため、区の施設を中心に点検を行った。

なお、点検には東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおける建築物、道路の遵守基準をもとに点検を実施した。また、鉄道駅についてはホームからバリアフリールートを経た出入口までの経路の連続性、バリアフリートイレ、エレベーター、改札、券売機の状況を点検した。

2 点検施設

施設	経路
①すみだ福祉保健センター	墨25号、26号、56号、111号路線
②すみだ障害者就労支援総合センター	錦糸町駅前広場、一般国道14号路、墨110号路線
③すみだ保健子育て総合センター	横川5004号路線、墨105号路線、都道465号路線
④すみだ共生社会推進センター	墨25号、56号路線
⑤すみだ生涯学習センター	都道306号、墨128号路線
⑥すみだボランティアセンター	東向島2025号路線
	墨114号及び119号路線（向島郵便局への経路）、一般国道6号（むこうじま高齢者支援総合センターへの経路）

※鉄道駅は押上駅、錦糸町駅、とうきょうスカイツリー駅、曳舟駅、京成曳舟駅を点検した。

3 点検結果から得られた課題

(1) 建築物

課題	施設名（点検施設①～⑥で表記）
建物入口と歩道との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保	①、②、③、④、⑤、⑥
視覚障害者誘導用ブロック上の障害物、建物出入口の幅の改善	④
建物内部の視覚障害者誘導用ブロックの設置、構造の改善	①、④
廊下と階段の境、階段の踊り場等への点状ブロックの設置	④、⑥
エレベーター外の操作盤下への点状ブロックの設置	①、④、⑥
バリアフリートイレ内の床下側への緊急呼び出しボタンの設置	①、④、⑤、⑥
バリアフリートイレへの可動式手すりの設置	⑤

(課題の例)



建物入口と歩道との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保

廊下と階段の境、階段の踊り場等への点状ブロックの設置

(2) 道路

課題	路線名
建物入口と歩道との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保	墨 26 号路線、墨 56 号路線、墨 105 号路線、東向島 2025 号路線、東向島 2046 号路線
鉄道駅出口と歩道との視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保	押上駅 A3 出口と墨 25 号路線、押上駅 B1,2 出口と都道 465 号、曳舟駅東側出口と墨 119 号路線、京成曳舟駅北側出口と都道 306 号
歩道同士の視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保	一般国道 14 号と墨 110 号路線、墨 26 号路線と墨 111 号路線、一般国道 6 号と都道 306 号
マンホール等で視覚障害者誘導用ブロックが途切れている	錦糸町駅南口エレベーター前と駅前広場、一般国道 14 号、墨 119 号路線、京成曳舟駅前広場
歩道の幅員が 1.5m 未満	墨 111 号路線（とうきょうスカイツリー駅高架下部分）
経路上に放置自転車や植栽等がある	墨 26 号路線、一般国道 14 号

(課題の例)



押上駅 A3 出口と墨 25 号路線



曳舟駅東側出口と墨 119 号路線（直線でない）



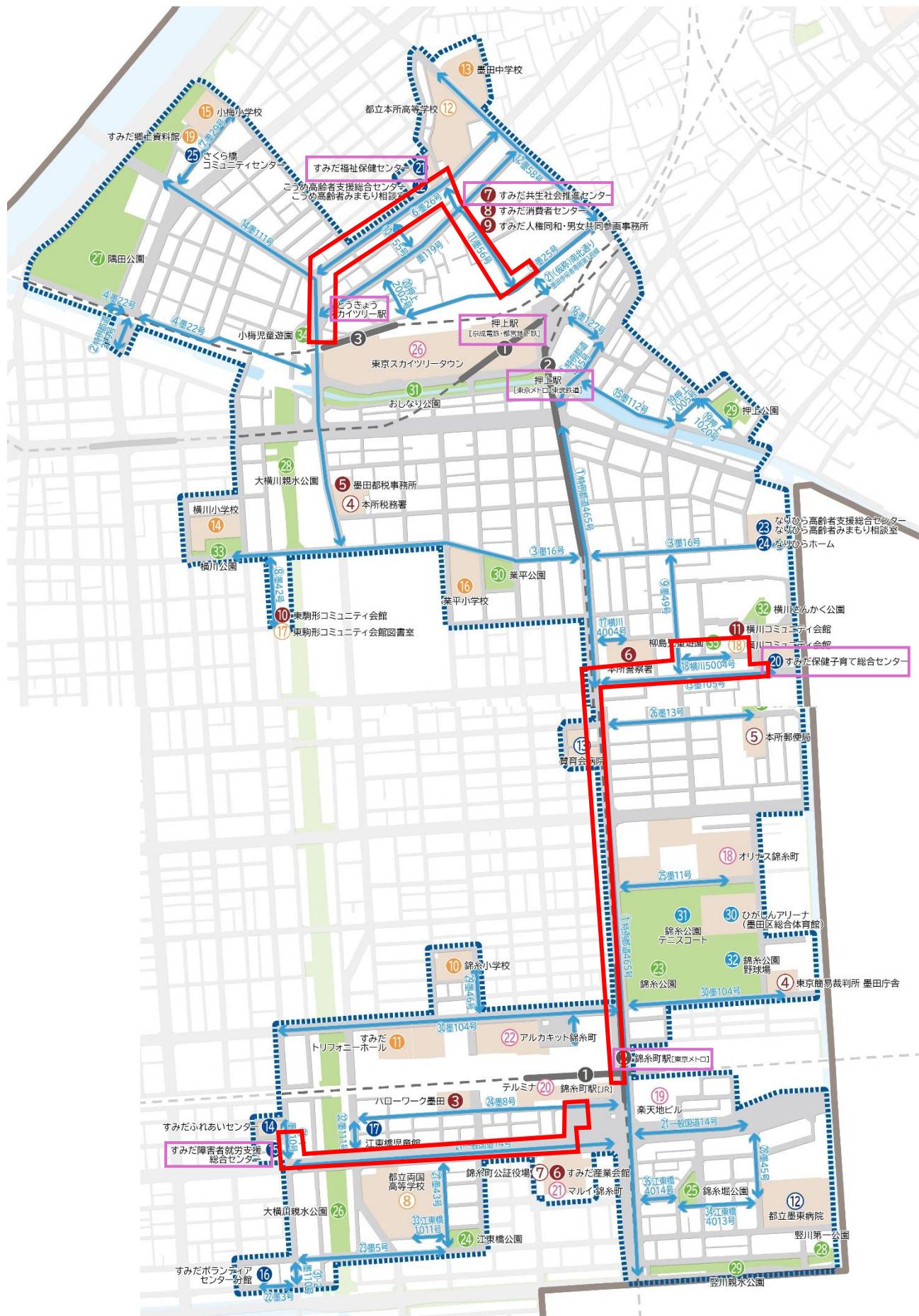
マンホール等で視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。
経路上に放置自転車や看板、植栽等がある。



墨 111 号路線ととうきょうスカイツリー駅は
視覚障害者誘導ブロックが連続している。

4 点検ルート及び点検施設（参考）

(1) 押上駅・錦糸町駅周辺地区



(2) 曙舟駅・京成曳舟駅周辺地区

